

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防通信の運用ならびに通信設備の適正な通信管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(平20消本訓令第2・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号による。

- (1) 消防通信とは、災害通報、指令、現場通報、情報伝達、その他の消防業務に関する通信を総括していう。
- (2) 災害通報とは、災害が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、当該災害について、消防本部(以下「本部」という。)情報管制課(以下「管制課」という。)または消防署、分署および分遣所(以下「署所」という。)に通報される通信をいう。
- (3) 指令とは、管制課から署所に対して災害通報に基づき、消防隊、救急隊、救助隊(以下「消防隊等」という。)の出動ならびに活動に関する措置命令を発する通信をいう。
- (4) 指令業務とは、災害通報の受理、消防隊等の出動命令、通信統制、警防情報および災害情報の収集伝達ならびに、これらに付帯する業務をいう。
- (5) 現場通報とは、災害が発生し、または発生するおそれがあると認める場合、現場からその状況、経過等を消防本部に通報する通信をいう。
- (6) 情報伝達とは、現場速報、気象通報等を管制課、署所間相互および、その他の関係機関に伝達する通信をいう。
- (7) 消防緊急通信指令装置(以下「指令台」という。)とは、管制課に設置する通信施設のうち指令業務運用上の通信機能を有する装置を総称していう。
- (8) 署所端末装置とは、署所に設置された受令電話機、受令操作および車両状況設定盤等を総称していう。
- (9) 指令電話とは、指令台と署所へ直接に接続された通信回線により指令および指令書伝送を行う通信をいう。
- (10) 消防電話とは、本部、署所間に設置された内線電話機を使用して消防業務を行なう通信をいう。

(平15消本訓令第3・平20消本訓令第2・平21消本訓令第4・平25消本訓令第2・平29消本訓令第2・一部改正)

(通信施設の種別)

第3条 通信施設は、指令運用通信設備、支援情報通信設備、無線通信設備、有線通信設備に分類し、その種別および設備は、別表第1に掲げるとおりとする。

(平15消本訓令第3・平22消本訓令第3・平27消本訓令第4・一部改正)

(消防隊等の把握)

第4条 消防本部情報管制課長(以下「管制課長」という。)は、常に消防隊等の状況を把握しなければならない。

(平15消本訓令第3・平20消本訓令第2・一部改正)

第2章 消防通信

第1節 通信の運用

(通信の運用)

第5条 消防通信の運用は、法令その他別に定めがあるものの他、この規程の定めによる。

(通信の種類)

第6条 消防通信は、有線通信および無線通信とし、種類は次のとおりとする。

- (1) 非常通信 非常事態が発生した時に行う通信
- (2) 至急通信 特に緊急を要する時に行う通信
- (3) 一斉通信 特定多数の無線局に対し、同時に行う通信
- (4) 通常通信 上記以外で平常時に行う通信

(平25消本訓令第2・全改)

(通信の優先順位)

第7条 消防通信の優先順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、通常通信の順とし、原則として次に掲げる順序によるものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

- (1) 災害通報に関すること
- (2) 指令に関すること
- (3) 指揮命令に関すること
- (4) 通信統制に関すること
- (5) 現場速報に関すること
- (6) 情報伝達に関すること
- (7) 前各号以外の緊急事項に関すること

- (8) 通常の消防事務に関すること
- (9) 通信機器の試験に関すること
- (10) その他前各号以外の通常通信に関すること
(平25消本訓令2・一部改正)

第2節 有線通信

(災害通報の受理)

第8条 管制課の勤務者(以下「通信員」という。)が災害通報を受理したときは、災害の種別、発生場所および災害の概要等、出動指令に必要な事項を確実に聴取して、指令台の迅速確実な運用により災害地点の把握に努めなければならない。

- 2 署所または業務出動中の消防隊等が災害通報を受理したときは、前項による必要事項を確認し、速やかに管制課に通報しなければならない。

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・平25消本訓令2・平29消本訓令2・一部改正)

(出動指令)

第9条 出動隊の出動指令は、指令台から発信する指令電話による。

ただし、業務出動中の消防隊等の出動指令は無線指令とする。

- 2 前項の出動指令は、災害種別により次の用語を用いる。
 - (1) 火災指令 火災に係る出動指令、ただし事後聞知に係る指令伝達は除く
 - (2) 救急指令 救急事故に係る出動指令
 - (3) 救助指令 救助事故に係る出動指令
 - (4) 限定指令 前各号以外その他の災害に係る出動指令
- 3 高速自動車国道北陸自動車道に係る消防隊等の出動指令は、高速自動車国道北陸自動車道における消防および救急業務要綱(平成15年3月1日)ならびに警防規程に基づく災害出動計画表に定めるところによる。
- 4 応援出動に係る消防隊等の出動指令は、福井県広域消防相互応援協定書(平成18年4月1日)および南越消防組合との応援出動覚書(平成25年2月1日)ならびに警防規程に基づく災害出動計画表に定めるところによる。

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・平25消本訓令2・平29消本訓令2・一部改正)

(指令電話)

第10条 指令電話の運用は、指令台でのコンピュータによる自動指令もしくは手動指令とし、その運用は次の定めによる。

指令別	自動指令	手動指令
一斉指令	コンピュータにより署所へ一斉に各信号を選出して指令を伝達するもの	署所に一斉に同一信号を送出し指令伝達するもの
部呼指令	コンピュータに事前登録されたパターンでグループごとに指令を伝達するもの	任意の署所に信号を送出し指令伝達するもの
郡別指令	コンピュータに事前登録されたパターンでグループごとに指令を伝達するもの	任意のグループに信号を送出し指令伝達するもの

(平25消本訓令2・一部改正)

(指令装置の運用)

第11条 指令内容は、署所端末装置で次の各号に掲げるいずれかの方法により受令するものとする。

- (1) スピーカー一斉指令 指令内容を署所庁舎内のスピーカで受令する
- (2) スピーカ受令 指令内容を署所端末装置の内蔵スピーカで受令する。
- (3) 無線バックアップ 署所の指令回線障害時には、無線バックアップ受令装置で指令内容を受令する。
- 2 指令内容を受令したときは署所端末装置の確受ボタンを押下する。
- 3 署所端末装置は、前項に掲げる受令の他に次の通話機能を保持する。
 - (1) 本装置の受話器を上げると指令台に着信表示し、個別に指令台と相互通信を行う。
 - (2) 指令台からの呼出し信号着信により本装置の受話器で個別に指令台と相互通信を行う。
- 4 指令情報送信装置は、指令情報出力装置による指令書印刷の他に、画面による指令情報の表示機能を保持する。
- 5 出動車両運用管理装置は、車両運用端末装置による受令の他に、画面による指令情報の表示機能を保持する。
- 6 自動出動指定装置は、自動出動指定装置内の順次指令により事前に登録をした消防職員、団員に有線回線にて自動音声で火災発生 of 情報を伝える機能を有する他に、画面による情報の表示を保持する。
- 7 電子メール指令装置は、自動出動指定装置内の順次指令により事前に登録をした消防職員、団員および関係機関にメールにて火災発生およびその他災害の情報を伝える機能を有する他に、画面による情報の表示を保持する。

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・平25消本訓令2・平27消本訓令4・平29消本訓令2・一部改正)

(指令以外の災害処理)

第12条 管制課長は、災害現場出動途上中の消防隊等から指令以外の災害発生の通報を受けたときは、災害の規模および災害現場付近にある消防隊等を考慮して、他の消防隊等への出動指令等適切な処置をとらなければならない。

(平20消本訓令2・平29消本訓令2・一部改正)

(情報収集および報告)

第13条 管制課長は、災害発生時においては速やかに災害現場の状況、その他の必要な情報収集に努めるものとする。

2 管制課長は、前項の情報で警防活動上必要なものについては、消防長に報告するものとする。

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・一部改正)

(消防電話の運用)

第14条 消防電話は、次の各号により運用する。

- (1) 内線電話相互間の通話
- (2) 加入電話との通話
- (3) 関係機関の専用電話および警察電話との通話
- (4) その他内線電話の特殊な運用

2 消防電話の内線番号で通じる関係機関への通話は、当該関係機関の加入電話に優先し運用する。

(平15消本訓令3・一部改正)

第3節 無線通信

(無線局の種別)

第15条 無線局の種別、識別信号、設置(常置)場所等は別表第2のとおりとする。

2 基地局「さばえほんぶ」(以下「本部基地局」という。)、基地局「さばえほんぶうえのだい」「さばえほんぶたまがわ」「さばえほんぶかわだ」および「さばえほんぶいとう」(以下「前進基地局」という。)は送受信所、ならびに前進基地局は本部基地局の通信所として運用する。

3 陸上移動局は、呼び出し名称を記した証票等を添付しておかなければならない。

4 可搬型移動局無線装置は、非常時において搬送および運用ができる状態とし、固定型外部空中線については、基地局が運用できない等の非常時に使用する。

(平17消本訓令1・平20消本訓令2・平21消本訓令4・平23消本訓令1・平25消本訓令2・平27消本訓令4・平29消本訓令2・一部改正)

(使用周波数)

第16条 無線局の使用周波数および運用区分の原則は、別表第3のとおりとする。

2 陸上移動局は、指定周波数が通話中で急を要するときは、他の周波数を使用することができる。

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・平23消本訓令1・平25消本訓令2・平27消本訓令4・一部改正)

(無線局の開局)

第17条 基地局は、常時開局するものとし、陸上移動局は、次の各号のいずれかに該当するとき開局する。

- (1) 災害出動するとき
- (2) 有線通信機能が不能となつたとき、または不能となるおそれがあるとき
- (3) 訓練調査等に出向するとき
- (4) 機能点検等を実施するとき
- (5) 前各号以外で業務上必要と認めたとき

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・平23消本訓令1・平29消本訓令2・一部改正)

(無線運用の原則)

第18条 無線通信は原則として、次の各号に掲げるところにより運用しなければならない。

- (1) 送受信は、最良の状態に調整し、他局が交信中でないことを確かめてから交信すること。
- (2) 陸上移動局は、基地局から発信停止の指示があつたときは、直ちに送信を停止すること。
- (3) 陸上移動局は、管制課の指示があるまでは、あらかじめ指定してある周波数(主波)を変えてはならない。ただし混信、故障等で主波が使用できないときは、この限りでない。
- (4) 送信時間は、原則として連続20秒を超えてはならない。ただし20秒を超えるときは、数秒の間隔を置き区切りをつけて送信すること。
- (5) 無線通信は、基地局と移動局間の交信を原則とする。ただし、移動局相互間の交信が他の無線局を妨げない場合は、この限りでない。

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・平23消本訓令1・平25消本訓令2・一部改正)

(通信統制)

第19条 本部基地局は、無線通信運用上必要と認めるときは交信の禁止抑制、その他通信方法の指示等の通信統制処置をとらなければならない。

2 陸上移動局は、前項の本部基地局が行なう通信統制に従わなければならない。

3 本部基地局は、統制の必要がなくなつたときは速やかに解除しなければならない。

(平20消本訓令2・平23消本訓令1・平25消本訓令2・一部改正)

(無線局運用責任者等)

第20条 無線局の運用責任者は、常置場所の本部課長、消防署長および署課長、分署長ならびに所長(以下「所属長」という。)とし、基地局には原則として電波法(昭和25年法第131号)第40条第1項に定める無線従事者免許の有資格者を選任し、従事させなければならない。

(平15消本訓令3・平21消本訓令4・平25消本訓令2・一部改正)

(業務書類)

第21条 無線局は、電波法に定める必要書類を作成し、総務省北陸総合通信局長に報告等を行わなければならない。

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・平22消本訓令3・一部改正)

第4節 通信管理

(責任管理)

第22条 消防長は、通信運営の万全を期すため通信施設の保全、運営等の通信管理について統括するものとする。

2 所属長は、設置または配置された通信施設の機能を正常に発揮するため適正な保全管理を行わなければならない。

(平15消本訓令3・一部改正)

(通信施設の配置等)

第23条 管制課長は、通信施設の機能その他を考慮して消防長の承認を得て、所属への適正な配置、配置変更および使用禁止を決定しなければならない。

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・一部改正)

(点検)

第24条 管制課長は、指令台および無線局の定期点検計画を策定し、年1回の保守点検を実施し、点検記録を保管するものとする。

2 管制課長は、商用電源が停止をしたときは、直ちに通信設備および通信設備に付随する機器の電源を確保しなければならない。

3 管制課長は、通信設備の機能検査を毎月1回実施し、点検記録を保管するものとする。

4 所属長は通信施設の機能を正常に保持するため、所属職員に毎日1回以上通信施設および通信機器の点検ならびに試験をするものとする。

5 前項の点検および試験は、所属長が適任と認めた者に実施させなければならない。

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・平27消本訓令4・一部改正)

(故障等の報告および処置)

第25条 所属長は、通信機器の配置、補修、障害等による整備の必要があるときは、直ちに管制課長に報告しなければならない。

2 管制課長は、前項の報告を受けたときは、速やかに必要な措置をとらなければならない。

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・平25消本訓令2・一部改正)

(維持管理上の記録)

第26条 所属長は、通信施設の保持、点検および整備等に関する記録を明らかにするため、次の各号に掲げる簿冊を備えなければならない。

(1) 消防本部(管制課)で備える簿冊

ア 通信施設台帳

イ 通信機器台帳(国補、県補)

ウ 消防専用電話台帳

エ 消防無線電話台帳

オ 内線電話台帳

カ 通信機器整備台帳

キ 通信機器修理申請帳

ク 定期保守点検報告書

ケ その他所属長が必要と認める簿冊

(2) 署所で備える簿冊

ア 電話機台帳

イ 無線機器台帳

ウ その他所属長が必要と認めた簿冊

2 無線局には、次の各号による書類を備え付け、所要の事項を記録し保存しなければならない。

(1) 基地局の備え付け簿冊等

ア 無線局免許状

イ 無線局申請書および関係書類

ウ 無線従事者選解任届

エ 試験成績書、機器取扱説明書

(2) 陸上移動局の備え付け書類

ア 証票

イ 機器取扱説明書

(平15消本訓令3・平20消本訓令2・平22消本訓令3・平23消本訓令1・平25消本訓令2・一部改正)

(施行の細目)

第27条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成15年消防本部訓令第3号)

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年消防本部訓令第1号)

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成20年消防本部訓令第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年消防本部訓令第4号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年消防本部訓令第3号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年消防本部訓令第1号)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成25年消防本部訓令第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年消防本部訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年消防本部訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平25消本訓令2・全改、平27消本訓令4・旧別表・一部改正、平29消本訓令2・一部改正)

項別	機器名	設置先			
		本部	消防署	分署	分遣所
指令 運用 通信 設備	指令台	○			
	指揮台	○			
	長時間録音装置	○			
	非常用指令設備	○			
	指令制御装置	○			
	直流電源装置 DC48V	○			
	無停電電源装置	○	○	○	○
	指令用拡声装置	○	○	○	○
	署所端末装置	○	○	○	○
	発電機設備	○		○	○
	自動出動指令装置	○			
	地図等検索装置	○			
	指令伝送装置(指令情報送信装置)	○			
	指令伝送装置(指令情報出力装置)		○	○	○
	支援表示装置	○	○		
	システム監視装置	○			
	統合型位置情報通知装置	○			
	車両運用表示盤	○			
	支援情報表示盤	○			
	多目的情報表示盤	○			
	出動車両運用管理装置(AVM)	○	○	○	○

	音声合成装置	○			
	災害状況等自動案内装置	○			
	消防職員／消防団員指令システム	○			
	視聴覚障害者用FAX受信装置	○			
	メール119受付装置	○			
	現場映像伝送装置	○		○	
	駆け込み通報装置		○	○	○
	庁舎カメラ	○	○	○	○
	気象情報収集装置	○		○	○
	順次指令装置	○			
	避雷設備	○	○	○	○
	作戦室用モニタ	○			
支援 情報 通信 設備	支援情報システム	○	○	○	○
	消防ネットワーク	○	○	○	○
	データメンテナンス装置	○			
	全国瞬時警報システム(J—ALERT)	○			
無線 通信 設備	無線統制台(装置)	○			
	無線電話基地局	○			
	無線電話移動局	○	○	○	○
	無線電話受令機	○	○	○	○
	無線電話遠隔装置	○			
	県防災行政無線装置	○			
有線 通信 設備	電話設備	○	○	○	○
	有線ファクシミリ	○	○	○	○
	庁内電話機	○	○	○	○

別表第2(第15条関係)

(平27消本訓令4・追加、平29消本訓令2・一部改正)

無線局種別(デジタル)

種別	識別信号	設置(常置)場所
基地局	さばえほんぶ	(送受信所) 鯖江市西山町13—22 鯖江・丹生消防組合消防本部内
	さばえほんぶうえのだい	(送受信所) 越前町江波127—73 上野台基地局内 (通信所) 鯖江市西山町13—22 鯖江・丹生消防組合消防本部内
	さばえほんぶたまがわ	(送受信所) 越前町玉川4—5 玉川基地局 (通信所) 鯖江市西山町13—22 鯖江・丹生消防組合消防本部内
	さばえほんぶかわだ	(送受信所) 鯖江市西袋町68—48—1 河和田基地局内 (通信所) 鯖江市西山町13—22 鯖江・丹生消防組合消防本部内
	さばえほんぶいとう	(送受信所) 越前町小倉89—53 糸生基地局内 (通信所) 鯖江市西山町13—22

		鯖江・丹生消防組合消防本部内
陸上移動局(車載)	さばえ○ にゅう○ あさひ○ えちぜん○	消防本部、消防署、北中山分遣所 丹生分署 朝日分遣所 越前分遣所
	鯖江消防団 (地区名)ぶんだん○ さばえだんせきさい○ 越前消防団 (地区名)ぶんだん○ えちぜんだんせきさい○	鯖江消防団分団車庫および北中山分遣所 越前消防団分団車庫および朝日、越前分遣所
陸上移動局(可搬)	きたなかやまかはん○ にゅうかはん○ あさひかはん○ えちぜんかはん○	北中山分遣所 丹生分署 朝日分遣所 越前分遣所
陸上移動局(携帯)	さばえ○○○ きたなかやま○○○ にゅう○○○ あさひ○○○ えちぜん○○○	消防本部、消防署 北中山分遣所 丹生分署 朝日分遣所 越前分遣所
備考 ※陸上移動局(車載、可搬)の識別信号は1から始まる一連番号とする。 ※陸上移動局(携帯)の識別信号は101から始まる一連番号とする。 ※特殊車両は車種名の略称を付加する。 (救急車・・・さばえきゆうきゆう1、救助工作車・・・さばえきゆうじよ1)		

無線局種別(アナログ)

種別	識別信号	設置(常置)場所
陸上移動局(携帯)	さばえ○○○ さばえきたなかやま○○○ にゅう○○○ あさひ○○○ えちぜん○○○	消防本部、消防署 北中山分遣所 丹生分署 朝日分遣所 越前分遣所
	鯖江消防団 さばえだん○○○ (地区名)ぶんだん○○○ 越前消防団 えちぜんだん○○○ (地区名)ぶんだん○○○	鯖江消防団分団車庫 越前消防団分団車庫および朝日、越前分遣所
備考 ※陸上移動局(携帯)の識別信号(常備)は201から始まる一連番号とし(非常備)は301から始まる一連番号とする。		

別表第3(第16条関係)
(平27消本訓令4・追加、平29消本訓令2・一部改正)

無線周波数(デジタル)

種別	周波数(MHz)	局種	運用区分
統制波1	274. 90625	基地	県内外の消防機関との相互応援のとき
	265. 90625	移動	
統制波2	274. 23125	基地	県内外の消防機関との相互応援のとき
	265. 23125	移動	
統制波3	274. 53125	基地	県内外の消防機関との相互応援のとき
	265. 53125	移動	
主運用波1	274. 30625	基地	県内外の消防機関との相互応援のとき
	265. 30625	移動	
主運用波2	274. 38125	基地	県内外の消防機関との相互応援のとき
	265. 38125	移動	

主運用波3	274. 45625 265. 45625	基地 移動	県内外の消防機関との相互応援のとき
主運用波4	274. 60625 265. 60625	基地 移動	県内外の消防機関との相互応援のとき
主運用波5	274. 68125 265. 68125	基地 移動	県内外の消防機関との相互応援のとき
主運用波6	274. 75625 265. 75625	基地 移動	県内外の消防機関との相互応援のとき
主運用波7	274. 83125 265. 83125	基地 移動	県内外の消防機関との相互応援のとき
活動波1	274. 09375 265. 09375	基地 移動	一斉指令、災害時等の交信、消防団と基地局の交信およびその他一般業務のとき
活動波2	274. 16875 265. 16875	基地 移動	一斉指令、災害時等の交信および救急業務

無線周波数(アナログ)

種別	周波数(MHz)	局種	運用区分
防災相互連絡波	158. 35 466. 775	移動	その他防災関係機関との相互交信のとき
署活動波	466. 4875 466. 3625 466. 4125	移動	1 防火対象物等の防除作業のとき 2 人命の捜索・救助作業のとき 3 常備消防と消防団との連絡のとき